

学号外

令和7年（2025年）4月9日

市内小中学校 保護者 様

東海市教育委員会

教育長 鈴 村 俊 二

（ 公 印 省 略 ）

東海市立渡内小学校

校長 神 野 真 輔

（ 公 印 省 略 ）

学校感染症のうち「その他の感染症」の取扱いの統一について（通知）

日頃は、学校の教育活動に御支援、御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、学校では学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、同法施行令（昭和33年政令第174号）及び同法施行規則（昭和33年文部省令第18号）に則り、児童生徒が学校において予防すべき感染症（以下「学校感染症」といいます。）に罹患した場合には、出席停止の措置をとり、感染症の拡大防止に努めているところです。

しかしながら、学校感染症のうち「その他の感染症」については、各学校において、「欠席」と「出席停止（欠席とならない措置）」の取扱いが異なったり、医師の証明する「学校感染症診断結果の報告」の提出をお願いしたりするなど、運用が異なる状況にありました。

そのため、「その他の感染症」について、令和7年度（2025年度）より、下記の取扱いに統一させていただきますので、御承知おきください。

記

1 「その他の感染症」とは

学校感染症は、第一種から第三種に分類され、種類が定められています。（別紙参照）

第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」には、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ウイルス性胃腸炎、ヘルパンギーナ、

RS ウイルス感染症等があり、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、校長が緊急的に措置をとることができる感染症として定められております。

2 令和7年度（2025年度）以後の「その他の感染症」の取扱いについて

「その他の感染症」に罹患し、学校を休んだ場合は、基本的には「欠席」の取扱いとし、医師の証明する「学校感染症診断結果の報告」の提出は不要といたします。

2 その他

(1) 「その他の感染症」に罹患した場合は、学校での集団生活に適応できる状態に回復してから登校するよう、引き続き御配慮ください。全ての児童生徒の健康と安全のため、御協力をお願いいたします。

(2) お子様が他の学校感染症に罹患した場合には、これまでと同様に、学校より「学校感染症診断結果の報告」の提出について御案内いたしますので、御協力ください。

(3) 御不明な点がございましたら、お子様が在校する学校へお問い合わせください。

<問合せ先>

東海市立渡内小学校

教頭：都築 まゆみ

052-604-0666